

医薬第456号  
令和2年10月20日

一般社団法人岡山県薬剤師会長  
岡山県麻薬卸協会長

} 殿

岡山県保健福祉部長

## 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知のうえ、貴会関係者への周知徹底方よろしくお願ひします。

なお、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「改正施行規則」という。）の規定による役員の変更に係る届出の手続きについては、改めて通知させていただきます。

また、本通知は岡山県庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しておりますので念のため申し添えます。

### 記

#### 1. 改正の内容

- (1) 麻薬取扱者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第1号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、都道府県知事に提出すること。
- (2) 向精神薬営業者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第20号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、都道府県知事に提出すること。

#### 2. 施行期日

令和4年4月1日

#### 3. 留意事項

- (1) 役員の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について」（昭和57年

9月24日付け薬麻第589号厚生省薬務局麻薬課長通知）において示された範囲であること。

(2) 上記1（1）又は（2）の変更届出書及び新たな役員の診断書の提出にあたり、変更後の「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（業務分掌表等）を提示すること。

#### 4. 通知掲載アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

薬生発 1006 第 1 号  
令和 2 年 10 月 6 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

### 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 169 号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

#### 記

##### 第 1 改正の趣旨

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号に規定する麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員（以下「役員」という。）に変更があったときは、変更内容に係る届出書（以下「変更届出書」という。）等を提出するよう指導することを依頼するとともに、「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生監麻発 0329 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「平成 31 年通知」という。）において、麻薬小売業者の役員の変更届出書に係る標準様式等を示してきた。

今回、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「改正施行規則」という。）において、麻薬取扱者及び法第 2 条第 27 号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる、変更届出書を規定した。

##### 第 2 改正の内容

- (1) 改正施行規則第1条の4の規定により、麻薬取扱者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第1号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生（支）局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出すること。
- (2) 改正施行規則第14条の4の規定により、向精神薬営業者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第20号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生（支）局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出すること。

### 第3 施行期日

令和4年4月1日

### 第4 留意事項

- (1) 役員の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」（昭和57年9月24日付け薬麻第589号厚生省薬務局麻薬課長通知）において示された範囲であること。
- (2) 新たな役員の診断書については、別紙の標準様式によること。なお、地方自治体において、別途、診断書の様式を定めている場合は、当該様式の使用を妨げるものではないが、麻薬取扱者又は向精神薬営業者から別紙の標準様式による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこと。
- (3) 上記第1(1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。
- (4) 施行日以前に、改正施行規則別記第1号の2様式又は別記第20号の2様式の変更届出書による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこと。

### 第5 通知の改廃等

改正施行規則の施行に伴い、下記の通知の改廃を行うこと。

- (1) 「向精神薬製造製剤業者等及び向精神薬試験研究施設設置者の変更届について」（平成3年2月15日付け薬麻第133号厚生省薬務局麻薬課長通知）中、記1(2)を削除すること。
- (2) 平成31年通知を廃止すること。

以 上

## 診 斷 書

氏 名		性 別	男	女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳	

上記の者について、下記のとおり診断します。

(各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)

### 1 精神機能

精神機能の障害

- 明らかに該当なし  
 専門家による判断が必要

「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること（できるだけ具体的に。詳細については別紙も可）

---



---

### 2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒

- なし  
 あり

診断年月日	年 月 日		
医 師	病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等	名 称	
		所在 地	
		電話番号	
	氏 名	(印)	



(号外第208号)

独立行政法人国立印刷局

## 〔公 告〕

諸事項

官 場

裁判所  
製造たばこ小売定価関係  
令和二年十月六日

○厚生労働省令第百六十九号  
神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
令和二年十月六日  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。  
厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省令第百六十九号  
神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
令和二年十月六日  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

## 〔省 令〕

省 令

裁判所 製造たばこ小売定価関係 令和二年十月六日	破産、免責、再生関係	行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係	会社その他	会社決算公告
--------------------------------	------------	-----------------	-------	--------

第一條の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第一号の二様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者については地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。 (役員の変更の届出)
--

改 正 後 (役員の変更の届出) (新設)	改 正 前 (新設)
-----------------------------	---------------

〔告 示〕	〔告 示〕
-------	-------

○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件  
(国土交通一〇八〇)

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件  
(同一〇八一)

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令  
(厚生労働一六九)

## 〔官庁報告〕

官 庁 事 項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第一の別に定める「くろまぐろ」についての一部改正の公表について（農林水産省）

記録 | 取締役の次に次の「選択を記入。」  
別記第1号の2様式(第一条の四関係)

麻薬輸入業 業研究	麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製 造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻 薬研究	者役員変更届

免許の番号	第号	免許年月日	年月日
麻薬業務所	所在地	名称	
変更年月日	年月日	年月日	年月日
変更前	年月日	年月日	年月日
変更後	年月日	年月日	年月日
(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。 (2) 罰金以上の刑に処せられたこと。 (3) 薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。 禁錮以上の刑に処せられたこと。 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。 禁錮以上の刑に処せられたこと。 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	
備考	上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。	上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。	上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。
年月日	年月日	年月日	年月日
住所 氏名(法人又は団体の名称) 印	住所 氏名(法人又は団体の名称) 印	住所 氏名(法人又は団体の名称) 印	住所 氏名(法人又は団体の名称) 印

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿
(注意)
1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。
この欄が、年毎四年毎に四つの選択に記入。